

(素案)

多古町

第3次 男女共同参画推進プラン

令和7年12月24日現在

多古町

目次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プランの基本的な考え方	2
(1) プラン策定の背景と趣旨	2
(2) プランの位置づけ	2
(3) プランの期間	3
(4) 国の動き	3
(5) 県の動き	3
(6) SDGs (Sustainable Development Goals) とは	4
第2章 現状分析	5
1 指標の達成状況評価の実施	6
2 町民アンケートの実施	8
第3章 施策の体系	9
1 プランの概要	10
(1) 目指すまちの姿(基本理念)	10
(2) 基本目標	10
(3) 基本的な課題	11
(4) 体系図	12
2 施策の展開	14
基本的な課題1 男女共同参画の視点に立った意識づくり	15
基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	16
基本的な課題3 誰もが地域で自立して生活できるための環境整備	17
基本的な課題4 政策・方針決定の場への女性の参画促進	18
基本的な課題5 誰もが働きやすい職場環境づくり ★多古町女性活躍推進計画	22
基本的な課題6 働く場における女性への活躍支援 ★多古町女性活躍推進計画	24
基本的な課題7 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	26
基本的な課題8 ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり ★多古町 DV 対策基本計画	27
基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり ★多古町困難女性支援計画	28
3 計画の推進	31
(1) 推進体制	31
(2) 国・県との連携強化及び協働の推進	31
(3) 点検・評価	31

資料編	33
用語集	34
策定経過	34
委員名簿	34
関連法令	34
設置要綱	34
多古町男女共同参画推進プラン指標一覧	35

●本計画書における用語説明について●

計画書●～●ページの用語集に記載のある用語については、「上付き文字※」をつけています。

用語整理中



第1章 プラン策定にあたって

I プランの基本的な考え方

(1) プラン策定の背景と趣旨

多古町では、「男女共同参画社会基本法」が示す「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、平成 29 年 3 月に「第 1 次多古町男女共同参画推進プラン」を、令和 3 年 3 月に「第 2 次多古町男女共同参画推進プラン（以下、「第 2 次プラン」という。）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各施策について取り組んできました。

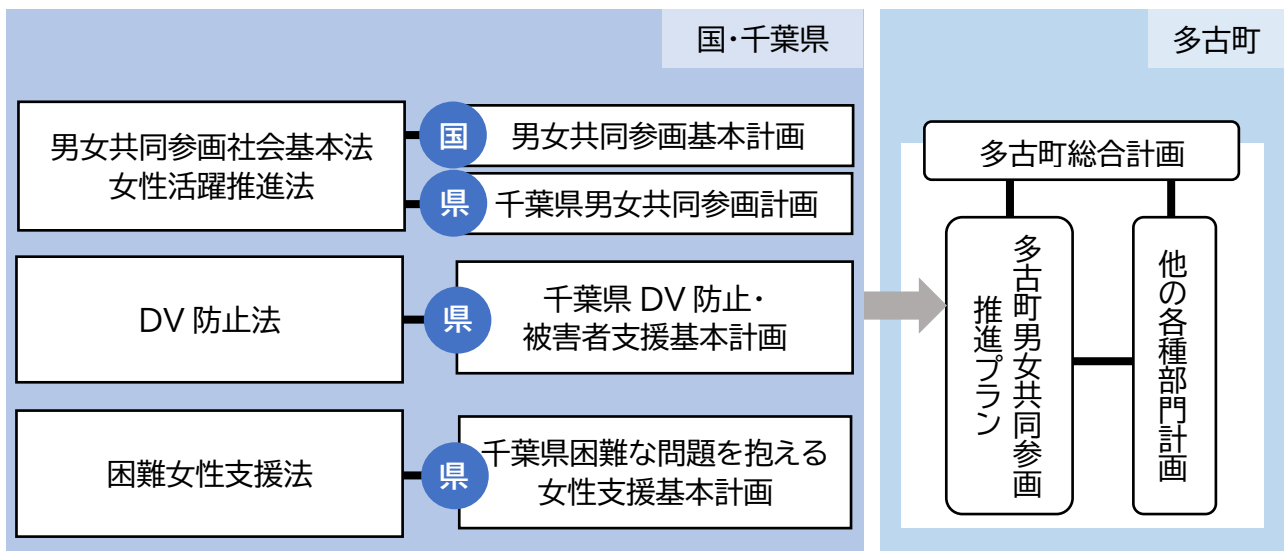
プランを策定して以降、社会環境や地域事情は大きく変化しており、多古町では人口減少や少子高齢化がより深刻な問題となっています。今後も多古町が発展していくためには、多様性を尊重し、町民一人ひとりが輝ける社会づくりがより重要となります。

今後も多古町において、性別や年齢にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでいくための指針として、令和 7 年度末に計画期間が満了する第 2 次プランの次期計画としての「第 3 次多古町男女共同参画推進プラン（以下、「本プラン」という。）」を策定しました。

(2) プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく、多古町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画です。また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第 6 条第 2 項に基づく推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく DV 対策の基本計画及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）」第 8 条第 3 項に基づく困難女性支援の基本計画としても位置づけています。

また、本プランは、国・県の基本計画の動向を踏まえながら、町民アンケートや多古町男女共同参画推進会議での検討を行い、「多古町総合計画」や他部門の計画と整合を図りました。



(3) プランの期間

本プランの期間は、国・県の計画期間に合わせ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、年度ごとに進捗状況を確認し、適宜見直しを加えながら推進します。

令和3年度～令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2次多古町男女共同参画推進プラン					
第3次多古町男女共同参画推進プラン					

(4) 国の動き

国では、平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定に始まり、男女共同参画の推進に向けた様々な法制度の整備・改正がなされてきました。令和元年5月に、女性活躍推進法について改正され、令和5年5月には、DV防止法について改正が加えられました。その他にも令和3年6月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」についても、改正がなされました。

また、令和5年6月には、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れ、多様性に寛容な社会の実現を目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT法）」が施行され、令和6年4月には、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目的とした「困難女性支援法」が施行されました。

加えて、令和2年12月に策定され、令和5年12月に一部変更された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」は、令和7年12月に第6次計画が策定される予定となっています。（閣議決定後に記載変更）

(5) 県の動き

千葉県では、社会のあらゆる分野において性別の違いに関わらず、男女が共に活躍できる社会の形成に向けた取組を推進し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を展開してきました。令和7年度末に策定予定の「第6次千葉県男女共同参画計画」では、「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」を目指す姿として定め、引き続き男女共同参画社会の実現に向け取組を進めています。（骨子案より。策定後に記載変更）

また、「DV防止法」第2条の3第1項に基づく法定計画として、令和4年3月に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」を策定し、重大な人権侵害となるDVをしない、させない社会の実現を目指すとともに、不幸にもDV被害にあった場合には、社会が一丸となって、被害者の立場に立ち、安全の確保と自立に向けた支援を行うことを目指し、各施策の推進を図っています。

さらに、「困難女性支援法」第8条第1項に基づく法定計画として、令和6年3月に、「千

千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向け、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指し、各施策の推進を図っています。

令和6年1月には、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会の実現を図るため「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定されました。

(6) SDGs (Sustainable Development Goals) とは

SDGsとは、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むための「持続可能な開発目標」のことで、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた17の目標を指します。

その目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(能力強化)を図る」という目標が掲げられており、SDGsを踏まえた取組の推進が重要となっています。

本プランでは、政策とSDGsの目標5「ジェンダー平等の実現」を推進し、誰一人取り残されない男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。





第2章 現状分析

I 指標の達成状況評価の実施

令和3年3月に策定した第2次プランにおいて設定した各指標については、毎年度その達成状況についての把握を実施してきました。

令和6年度は、29件中21件の指標が100%の達成度となっています。また、全体の達成度としても86.8%となっており、第2次プラン初年度の令和3年度と比べ、21.5ポイント増加し、全体として、事業や取組が進んでいる状況となっています。

【指標の達成状況】

	各指標達成度状況（達成指標数）					全体の達成度	把握指標数
	25%未満	25～49%	50～74%	75～99%	100%		
R3	4件	0件	6件	6件	10件	65.3%	26件
R4	1件	2件	4件	2件	17件	73.5%	26件
R5	5件	1件	3件	3件	14件	72.3%	26件
R6	2件	1件	3件	2件	21件	86.8%	29件

【令和6年度の指標達成状況一覧】

指標	目標値	基準値（R1）	実績値（R6）	達成度
「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合	30%以上	28.3%	29.2%	97%
町民を対象とした男女共同参画に関する講演会等の実施	年1回以上	未実施	1回	100%
男女共同参画に関する情報を広報たこに掲載	年2回以上	年2回	2回	100%
図書館における関連書籍の紹介・周知	年1回以上	年1回	1回	100%
家庭教育学級における男女共同参画に関する講座等の開催	年2回以上	年2回	2回	100%
児童・生徒の発達段階を踏まえた計画的な職場訪問、職場体験学習の実施	年2回以上	年2回	年1回	50%
教職員研修の実施	年5回以上	年5回	年5回	100%
児童福祉司等の専門職を配置	配置	配置	配置	100%
弁護士による無料相談の開催回数	年2回以上	年2回 (臨時1回)	年2回	100%

指標	目標値	基準値 (R1)	実績値 (R6)	達成度
「ワーク・ライフ・バランス」について「知っている」「多少は知っている」人の割合	増加	33.4%	38.5%	100%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」「どちらかと言えば反対」の人の割合	増加	53.1%	54.6%	100%
母子保健事業参加者数	510人	443人	360人	71%
待機児童数	0人を維持	0人	0人	100%
家族経営協定の締結数	5戸増加	33戸	44戸	100%
関係法令に関する広報啓発機会の提供	年1回以上	年1回	年1回	100%
介護予防事業参加者数	年12,000人以上	8,550人	2,455人	20%
要介護認定率	15.8%以下	14.8%	15.6%	100%
コミュニティプラザ年間利用人数	37,000人	29,402人	30,767人	83%
各種会議・委員会等における女性委員の割合	20%以上	15.4%	25.1%	100%
子育てサポートファイル書こう会の開催	年1回以上	年1回	年1回	100%
各学校において思春期講演会の開催	年1回以上	年1回	年1回	100%
乳がん・子宮がんの検診率	増加	乳がん 46.6% 子宮がん 25.8%	乳がん 67.9% 子宮がん 68.6%	100%
防災会議委員の女性委員数（委員定数25人）	5人	3人	3人	60%
女性消防組織隊員数（定員10人）	増加	7人	3人	0%
女性や子育て世代に配慮した防災備蓄品目	6品目以上	6品目	6品目	100%

指標	目標値	基準値 (R1)	実績値 (R6)	達成度
チャイルドシート補助率	80%以上	—	31%	39%
LED 防犯灯設置数	1,500 基	1,303 基	2,226 基	100%
防犯カメラ設置件数 (町が設置および補助した件数)	19 件	7 件	30 件	100%
民間事業者との見守り協定締結数	10 件	7 件	10 件	100%

2 町民アンケートの実施

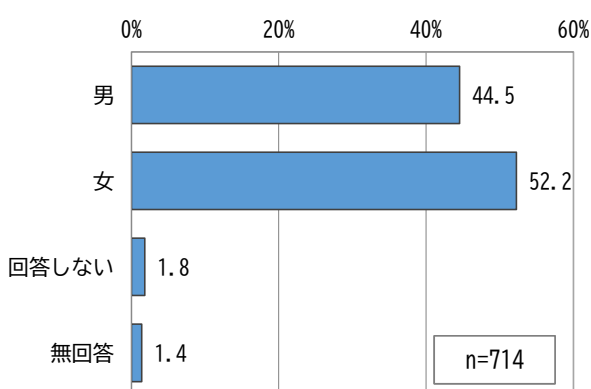
本プラン策定にあたり、第5次多古町総合計画後期基本計画・第3期多古町総合戦略の策定とあわせて町民アンケート調査を実施しました。

【アンケート実施概要】

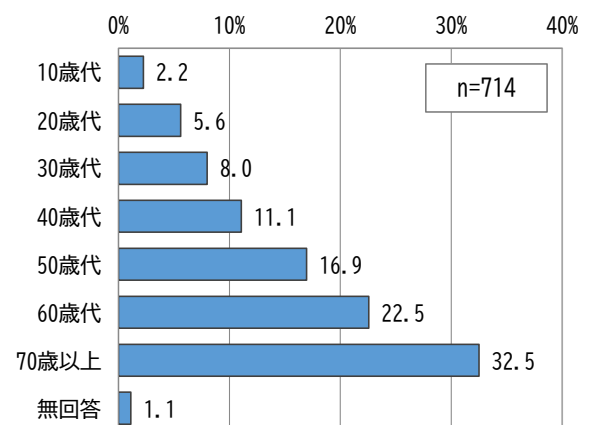
調査対象	多古町にお住いの16歳以上の方2,000人（無作為抽出）
調査期間	令和6年8月下旬～9月下旬
実施方法	郵送での配布・回収（調査票に二次元コードを記載し、WEBでの回答も可とした）
回収状況	714票回収（回収率35.7%）

【アンケート回答者属性】

●性別



●年齢



※アンケートの集計は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合や、合計と内訳が合わない場合があります。(以下同様)



第3章 施策の体系

I プランの概要

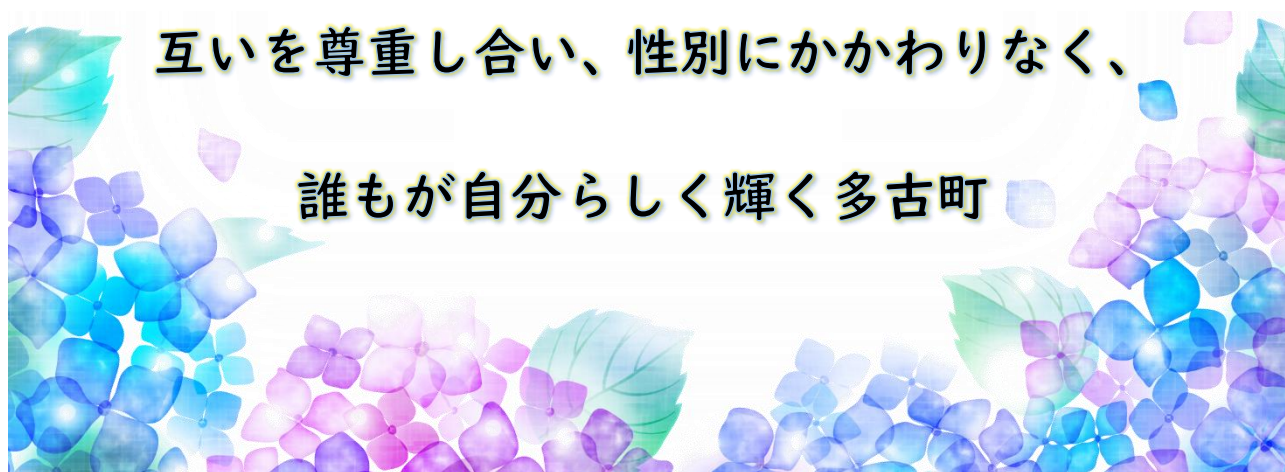
(1) 目指すまちの姿（基本理念）

多古町では、町・町民・事業者が協力して男女共同参画を進めることにより、誰もが人権を十分に尊重され、自らの意思に基づきあらゆる分野に参画することができ、生涯豊かで活力に満ちた生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

第2次プランでは、「男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町」をめざすまちの姿（基本理念）として掲げ、各種施策の推進を図ってきました。

本プランでは、「尊重」や「輝く」といったキーワードを踏襲しつつ、誰もが活躍できるまちづくりを推進するため、新たなめざすまちの姿（基本理念）として、「互いを尊重し合い、性別にかかわらず、誰もが自分らしく輝く多古町」を掲げました。

新たなめざすまちの姿（基本理念）の実現に向けて、引き続き男女共同参画社会の実現を目指します。



(2) 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を掲げます。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた意識を高めるまちづくり
- II 誰もが協働してあらゆる分野に参画できる環境づくり
- III 働く場における女性が活躍できる環境づくり
- IV 誰もが生涯を通じて健やかに安心して暮らせるまちづくり

(3) 基本的な課題

本プランでは、男女共同参画社会の実現を目指し、「互いを尊重し合い、性別にかかわらず、誰もが自分らしく輝く多古町」の理念達成に向けて、9つの基本的な課題を設定し、課題の達成に向けた施策を展開していきます。

1. 男女共同参画の視点に立った意識づくり
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
3. 誰もが地域で自立して生活できるための環境整備
4. 政策・方針決定の場への女性の参画促進
5. 誰もが働きやすい職場環境づくり
6. 働く場における女性への活躍支援
7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
8. ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり
9. 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

(4) 体系図

目指すまちの姿
(基本理念)

互いを尊重し合い、性別にかかわらず
誰もが自分らしく輝く多古町

基本目標

基本的な課題

男女共同参画社会の
実現に向けた意識を
高めるまちづくり

1. 男女共同参画の視点に立った意識づくり

2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

誰もが協働してあ
らゆる分野に参画でき
る環境づくり

3. 誰もが地域で自立して生活できるための環境整備

4. 政策・方針決定の場への女性の参画促進

働く場における女性
が活躍できる環境
づくり

5. 誰もが働きやすい職場環境づくり

6. 働く場における女性への活躍支援

誰もが生涯を通じて健
やかに安心して暮ら
せるまちづくり

7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

8. ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり

9. 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

【推進体制】

- 庁内関係各課との連携
- 多古町男女共同参画推進会議の開催・充実
- 町職員の男女共同参画意識の醸成
- 国・県との連携強化及び協働の推進

施策の方向性

具体的な施策名

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女があらゆる分野へ参画し、いきいきと活躍できる社会の実現のため、男女共同参画の考え方を普及していきます。

- 講演会等の実施
- 町民アンケートの実施
- 広報たご等の活用
- 関連図書の周知

学校や家庭、地域において男女共同参画に関する教育・学習の機会を充実し、町全体の男女共同参画意識を高めていきます。

- 男女平等・人権教育の充実
- 多様な選択を可能とする進路指導
- 教職員研修の充実
- 家庭教育学級の推進
- キャリア教育の推進

誰もが、自立し安心して暮らすことができるよう、適切な支援の充実と支え合い活動の促進に取り組めます。

- NPO・ボランティア活動への支援
- 生涯学習活動の支援
- 生きがいつくりの推進
- 介護予防の推進
- 障がい者の社会参加の促進
- ひとり親家庭等への支援
- 民生・児童委員等との連携強化

政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍機会の増加に努めます。

- 審議会等委員の公募推進
- 女性委員登用の推進
- 事業所・団体等における女性登用促進

誰もが多様で柔軟な働き方を選択でき、男女がともにパートナーとして支え合う環境づくりに取り組み、職場と家庭等の両方において、男女がいきいきと活躍できるように支援します。

- ワーク・ライフ・バランスの周知
- 保育サービスの充実
- こどもルームの充実
- 子育て交流室の設置
- 学童保育所の運営
- みんなdeたご育
- 介護サービス情報の提供
- 家族経営協定の普及促進
- 事業所等への男女共同参画の啓発

所得向上・経済的自立に向け、就業、再就職、起業等の情報提供等に取り組めます。

- 雇用に関する法令の普及促進
- 再就職・起業等の情報提供
- 女性や若者の就業支援

子育て支援の充実を図るとともに、あらゆる人が生涯を通じて、健康な生活を送れるよう、身体的性差やライフステージに応じた健康づくりを推進します。

- 健康相談の充実
- 妊娠・出産・育児への支援
- 乳幼児家庭等への支援
- 思春期教育の充実
- 身体的性差に配慮した健康づくりの支援

性犯罪、配偶者からの暴力、セクシュアルハラスメントなど、ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向け、すべての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくり、広報啓発に取り組めます。また、安心して相談できる体制を整え、県や関係機関と連携を強化して、被害者の支援に取り組めます。

- DV等防止と啓発
- DV相談体制の充実
- DV被害者の支援
- 高齢者・障がい者虐待防止と啓発
- 子どもを守る地域ネットワークの強化
- 人権に関する相談事業の周知・充実
- 町職員に向けたハラスメント防止研修等の実施

男女共同参画の視点に立った取り組みにより、防災・防犯等の施策を充実させ、安全・安心な環境づくりを推進します。

- 防災会議における女性委員登用の推進
- 消防団における男女共同参画の推進
- 防災備蓄の充実
- 交通安全対策の充実
- 地域防犯活動の促進
- 子ども・高齢者見守り活動の推進
- 犯罪被害防止対策の推進
- 困難な問題を抱える女性への支援

2 施策の展開

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識を高めるまちづくり

■現状と課題■

職場や学校における男女平等に関して、町民アンケートで伺うと、「管理職や団体の長は男性が向いている」等の男女に関する考え方に対し「そう思わない」という割合が、令和元年調査と比べ増加しており、男女平等の推進がみてとれます。

男女別にみると、「女性が男性を立てると物事がうまく進む」に関しては、男性より女性の方が「そう思う」割合が7.5ポイント高く、「男性は結婚してこそ一人前だ」に関しては、女性より男性の方が「そう思う」割合が6.6ポイント高くなっています。(図1)

多古町における男女共同参画に対する意識の醸成は高まっていますが、社会全体としての平等性に関する意識は3割弱となっており、今後も一層、取組を進め、更なる男女共同参画の推進を行うことが必要です。

図1:職場や学校における男女平等への考え方

単位:%

	令和6年調査		令和元年調査	
	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない
職場・学校の管理職や団体の長は男性が向いている	23.6	76.4	43.1	56.9
女性が男性を立てると物事がうまく進む	34.7	65.3	48.5	51.5
女性は理数系の仕事には向いていない	7.0	93.0	9.5	90.5
男性は結婚してこそ一人前だ	14.3	85.7	30.9	69.1
女性(男性)同士でないとわからない世界がある	73.8	26.2	77.2	22.8

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)
〔 〕は令和元年調査と比べ増加した項目

【令和6年度調査 性別】

単位:%

		そう思う	そう思わない	無回答
職場・学校の管理職や団体の長は男性が向いている	男	22.3	72.6	5.0
	女	21.7	73.5	4.8
女性が男性を立てると物事がうまく進む	男	29.2	65.1	5.7
	女	36.7	58.7	4.6
女性は理数系の仕事には向いていない	男	6.6	87.1	6.3
	女	7.0	87.4	5.6
男性は結婚してこそ一人前だ	男	17.3	76.4	6.3
	女	10.7	83.9	5.4
女性(男性)同士でないとわからない世界がある	男	64.2	28.6	7.2
	女	72.7	21.4	5.9

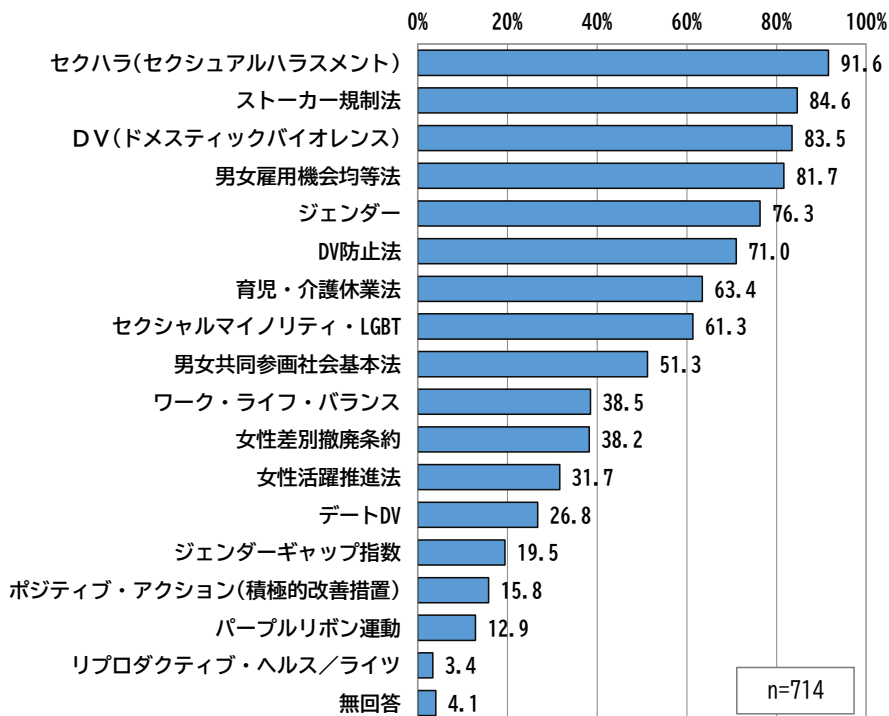
※アンケート調査より
〔 〕は最も多い項目

男女共同参画に関する言葉の認知度としては、「ジェンダー」「セクハラ（セクシュアルハラスメント）」「DV（ドメスティックバイオレンス）」といった項目は、7割以上の認知度となっており、周知が進んでいる状況がみてとれます。また、関連法に関しても「男女雇用機会均等法」「DV防止法」「ストーカー規制法」は7割以上の認知度となっています。（図2）

一方では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」については、認知度が3.4%と最も低く、「パープルリボン運動」についても12.9%と次いで低い認知度となっています。この他にも「デートDV」や「ワーク・ライフ・バランス」等についても認知度が4割以下となっており、今後も周知に向けた取組が重要です。

また、「セクシュアルマイノリティ・LGBT」の認知度は、61.3%と半数以上となっていますが、性の多様性に関する認知・周知についても取り組んでいくことが重要であり、誰もが自分らしく過ごせるまちづくりに向けて進んでいくことが必要です。

図2:男女平等・男女共同参画等に関する言葉の認知度



基本的な課題1 男女共同参画の視点に立った意識づくり

◆施策の方向性◆

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女があらゆる分野へ参画し、いきいきと活躍できる社会の実現のため、男女共同参画の考え方を普及していきます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
講演会等の実施	男女共同参画地域推進員等と連携しながら、男女共同参画に関する講演会や啓発イベントを定期的を実施することで町民の関心を高めていきます。	企画政策課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
町民アンケートの実施	男女共同参画に関する意識を把握するため、計画見直しの際に町民アンケートを実施し、その推移に応じた施策展開に結び付けます。	企画政策課
広報たこ等の活用	広報たこやホームページ等で男女共同参画に関する情報提供を定期的に行います。	企画政策課
関連図書の周知	多古町立図書館において、特集コーナーでの関連図書の紹介及び資料等の展示を行い、男女共同参画について周知します。	生涯学習課

基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

◆施策の方向性◆

学校や家庭、地域において男女共同参画に関する教育・学習の機会を充実し、町全体の男女共同参画意識を高めていきます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
男女平等・人権教育の充実	学校教育全体を通して、男女平等教育・人権教育（いじめの防止）に取り組みます。いじめや差別・偏見を「しない、させない、ゆるさない」という基本的人権尊重の精神を育成します。	学校教育課
多様な選択を可能とする進路指導	固定的な男女別の職業観にとらわれない主体的な進路選択ができるよう、理想的な職業観や勤労観を身に付け、将来、性別にとらわれず、自己の個性に合った進路を選択できる力を育みます。	学校教育課
教職員研修の充実	性別にとらわれず、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす指導ができるよう、教職員の研修の充実を図ります。	学校教育課
家庭教育学級の推進	子どもの健やかな成長と豊かな人格形成のため、家庭教育学級（家庭での教育を支援するための取組）の充実を図るとともに保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課
キャリア教育の推進	男女がともに個性と能力を伸ばせる学習機会を充実し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	生涯学習課

II 誰もが協働してあらゆる分野に参画できる環境づくり

■現状と課題■

多古町における男女の平等性について町民アンケートで伺うと、様々な場面において「平等になっている」と感じる割合が令和元年調査と比べ増加しており、特に「家庭生活」と「職場」で割合が増加しています。また、「社会全体」としても、28.4%から29.2%に増加しており、平等性の意識の醸成が図られてきていることがわかります。

しかし、「法律や制度」「政治や政策決定の場」においては、「男性の方が優遇されている」と感じる割合が増加しており、特に「政治や政策決定の場」では67.8%の方が、さらに「社会全体」としても67.4%が「男性優遇」に感じていると回答しています。(図3)

図3:社会における男女の平等性

単位:%

	令和6年調査			令和元年調査		
	男性の方が優遇されている	平等になっている	女性の方が優遇されている	男性の方が優遇されている	平等になっている	女性の方が優遇されている
家庭生活のなかで	43.4	52.2	4.3	50.0	44.0	6.0
職場のなかで	49.5	46.9	3.6	51.8	42.6	5.5
地域活動のなかで	48.3	47.4	4.3	48.3	45.3	6.4
学校教育のなかで	14.7	82.5	2.8	18.9	76.7	4.4
法律や制度のうえで	42.3	53.8	3.9	38.4	57.7	3.9
政治や政策決定の場で	67.8	31.0	1.2	64.2	34.3	1.4
社会一般の常識・慣習のなかで	63.9	31.7	4.3	64.3	31.5	4.2
社会全体として	67.4	29.2	3.4	67.8	28.4	3.8

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)
〔 〕は令和元年調査と比べ増加した項目

基本的な課題3 誰もが地域で自立して生活できるための環境整備

◆施策の方向性◆

誰もが、自立し安心して暮らすことができるよう、適切な支援の充実と支え合い活動の促進に取り組めます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
NPO・ボランティア活動への支援	町民の地域活動への参加を促進するため、各種団体の育成・連携・交流を図り、持続可能な活動を支援します。	各団体関係課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
生涯学習活動の支援	生涯学習の場において、講座内容や行事の曜日、時間帯に配慮するなど、男女ともに参加しやすい環境づくりに取り組みます。	生涯学習課
生きがいづくりの推進	自らの能力や経験を生かしながら多様な活動に参加できるよう、各種サークルや老人クラブ、シルバー人材センターの活動について周知や支援を行います。	各団体関係課
介護予防の推進	高齢者の介護予防の知識を啓発し、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。また、地域での交流機会を通じて、高齢者の社会参加を促進します。	保健福祉課 (地域包括支援センター)
障がい者の社会参加の促進	障がいのある人も家庭や地域で、その人らしい生活ができる社会の実現に向けて、障がい者の自立と社会参加を促進します。	保健福祉課
ひとり親家庭等への支援	自立に必要な情報を提供するとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ生活の安定を図ります。就労経験の少ないひとり親家庭の親や生活困窮者に対し、必要な情報を提供し、就労を支援します。	子育て支援課
民生・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種ボランティア団体、地域住民等と連携を強化し、地域の見守り活動による要支援者の把握や地域福祉活動の基礎となるネットワークづくりを推進します。	保健福祉課

基本的な課題4 政策・方針決定の場への女性の参画促進

◆施策の方向性◆

政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍機会の増加に努めます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
審議会等への公募推進	男女が広く町政に参画できるよう、町民公募枠の設定を実施します。	審議会等関係課
女性委員登用の推進	各種会議・委員会の委員数における男女の割合に配慮し、女性委員の積極的な登用を推進し、女性委員の登用率の向上を図ります。	会議等関係課
事業所・団体等における女性登用促進	県で行っている男女共同参画に先駆的又は積極的に取り組んでいる事業所の表彰について周知し、町内事業所等における男女共同参画の取組を促進します。	企画政策課

Ⅲ 働く場における女性が活躍できる環境づくり

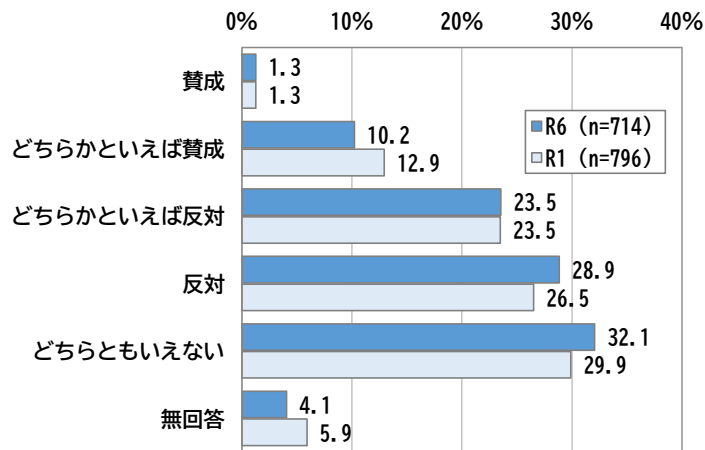
■現状と課題■

「男は仕事、女は家庭」という考え方に関して、町民アンケート調査で賛否を伺うと、令和元年調査と比べ「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』の割合が減少し、「どちらかといえば反対」「反対」を合わせた『反対』の割合が増加しており、性別役割分担の意識の平等化が進んでいることがみられます。

性別で見ると、男性では「どちらともいえない」が最も多いのに対し、女性では「反対」が最も多くなっています。

また、年齢別にみると、年齢が下がるにつれて『反対』の割合が多くなっており、10～20歳代では『反対』が62.5%、『賛成』が3.6%となっています。(図4)

図4:「男は仕事、女は家庭」という考え方について



※アンケート調査より

【令和6年度調査 性別・年齢別】

上段単位:人/下段単位:%

	合計	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	どちらと もいえない	無回答	『賛成』	『反対』	
		人	%	人	%	人	%	人	%	
全体	714	9	73	168	206	229	29	11.5%	52.4%	
性別	男性	318	5	47	77	72	103	14	16.4%	46.9%
	女性	373	4	23	87	127	121	11	7.2%	57.4%
年代	10・20歳代	56	0	2	16	19	19	0	3.6%	62.5%
	30・40歳代	136	5	14	22	48	45	2	14.0%	51.5%
	50歳以上	514	4	57	128	135	165	25	11.9%	51.2%

※アンケート調査より

[]は最も多い項目

家庭内における役割分担において、令和元年度調査と比べて「夫婦同程度」の増加している項目が多くなっています。(図5)

図5:家庭内における男女の役割分担

単位:%

	令和6年調査					令和元年調査				
	主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)	主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)
食事の支度	2.9	84.5	11.0	0.0	1.7	1.9	83.7	8.1	0.7	5.6
食事の後片付け	6.7	69.1	21.9	0.2	2.1	4.1	74.6	15.7	1.5	4.1
掃除(部屋、風呂、庭など)	8.1	53.6	35.1	0.4	2.7	5.0	60.3	28.4	1.9	4.5
洗濯	4.8	74.6	17.3	0.2	3.1	3.4	80.6	10.4	1.3	4.3
食料品・日用品の買い物	4.8	61.9	31.4	0.2	1.7	3.9	61.3	30.0	1.1	3.7
ゴミ出し	39.2	36.9	20.0	1.5	2.5	29.3	41.2	19.2	5.8	4.5
日常の家計管理	12.6	62.3	24.3	0.2	0.6	14.1	60.6	21.1	1.0	3.2
乳幼児の育児・子どものしつけ、世話	0.9	62.8	34.8	0.3	1.2	1.1	60.8	33.5	1.1	3.5
学校行事等への参加	4.6	63.3	31.2	0.3	0.6	6.5	54.3	34.4	1.1	3.8
自治会等の地域活動等への参加	66.3	10.9	20.9	1.4	0.5	62.2	9.0	21.4	6.0	1.4
家族の看病・介護	4.1	59.8	34.1	0.6	1.5	3.2	55.1	35.9	1.9	4.0
収入を得ること	50.1	3.8	44.2	1.5	0.4	54.9	3.4	37.8	3.2	0.6

※アンケート調査より(該当しない・無回答は除いて再計算)
 []は令和元年調査と比べ増加した項目

【令和6年度調査 性別】

単位:%

		主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)
食事の支度	男	4.3	80.1	15.2	0.0	0.5
	女	1.9	87.4	8.0	0.0	2.7
食事の後片付け	男	12.3	59.7	25.6	0.5	1.9
	女	2.0	77.0	18.8	0.0	2.3
掃除(部屋、風呂、庭など)	男	12.8	40.8	43.6	0.5	2.4
	女	4.7	63.8	28.0	0.4	3.1
洗濯	男	7.1	66.2	24.3	0.0	2.4
	女	3.1	81.4	12.0	0.4	3.1
食料品・日用品の買い物	男	7.6	54.3	37.6	0.0	0.5
	女	2.7	68.0	26.2	0.4	2.7
ゴミ出し	男	47.1	30.5	21.0	1.4	0.0
	女	32.9	41.9	19.0	1.6	4.7
日常の家計管理	男	13.9	56.7	28.8	0.0	0.5
	女	11.3	68.1	19.4	0.4	0.8
乳幼児の育児・子どものしつけ、世話	男	1.5	53.3	43.0	0.0	2.2
	女	0.5	69.8	28.6	0.5	0.5
学校行事等への参加	男	8.1	46.7	44.4	0.0	0.7
	女	2.2	75.8	20.9	0.5	0.5
自治会等の地域活動等への参加	男	74.5	5.7	18.8	1.0	0.0
	女	59.6	15.7	22.2	1.7	0.9
家族の看病・介護	男	7.9	44.4	46.4	0.7	0.7
	女	0.6	73.5	23.2	0.6	2.2
収入を得ること	男	49.0	3.5	46.0	1.0	0.5
	女	49.8	4.1	44.0	1.6	0.4

※アンケート調査より(該当しない・無回答は除いて再計算)
 []は最も多い項目

また、年齢別でみると、「夫婦同程度」が「主に夫・妻」の項目よりも多くなっているのは、「食事の後片づけ」「洗濯」「食料品・日用品の買い物」「学校行事等への参加」「家族の看病・介護」で、すべて10・20歳代となっており、若年層での役割分担の平等性が進んでいます。

「共働き」を選択する家庭が増えている状況で、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、誰もが仕事と家庭が両立しやすい環境づくりを進めていくことが極めて重要です。

【令和6年度調査 年齢別】

単位:%

		主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)
食事の支度	10・20歳代	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0
	30・40歳代	6.3	73.7	16.8	0.0	3.2
	50歳以上	1.6	87.6	9.5	0.0	1.3
食事の後片付け	10・20歳代	16.7	16.7	66.7	0.0	0.0
	30・40歳代	8.6	62.4	25.8	1.1	2.2
	50歳以上	5.6	71.9	20.4	0.0	2.1
掃除(部屋、風呂、庭など)	10・20歳代	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
	30・40歳代	6.3	51.6	36.8	0.0	5.3
	50歳以上	8.5	54.3	34.6	0.5	2.1
洗濯	10・20歳代	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	30・40歳代	4.3	67.7	23.7	1.1	3.2
	50歳以上	5.0	77.0	15.3	0.0	2.6
食料品・日用品の買い物	10・20歳代	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	30・40歳代	5.4	62.4	30.1	0.0	2.2
	50歳以上	4.8	61.8	31.6	0.3	1.6
ゴミ出し	10・20歳代	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	30・40歳代	35.5	35.5	22.6	0.0	6.5
	50歳以上	39.2	38.1	19.3	1.9	1.6
日常の家計管理	10・20歳代	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
	30・40歳代	17.0	53.4	28.4	0.0	1.1
	50歳以上	11.6	64.4	23.2	0.3	0.5
乳幼児の育児・子どもものしつけ、世話	10・20歳代	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	30・40歳代	2.6	51.9	45.5	0.0	0.0
	50歳以上	0.4	66.0	31.6	0.4	1.6
学校行事等への参加	10・20歳代	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	30・40歳代	5.4	58.1	36.5	0.0	0.0
	50歳以上	4.4	65.3	29.0	0.4	0.8
自治会等の地域活動等への参加	10・20歳代	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0
	30・40歳代	56.8	13.5	24.3	2.7	2.7
	50歳以上	67.9	10.4	20.5	1.2	0.0
家族の看病・介護	10・20歳代	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	30・40歳代	4.5	53.7	40.3	0.0	1.5
	50歳以上	4.1	62.2	31.5	0.7	1.5
収入を得ること	10・20歳代	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	30・40歳代	55.9	3.2	40.9	0.0	0.0
	50歳以上	48.4	4.0	45.0	2.0	0.6

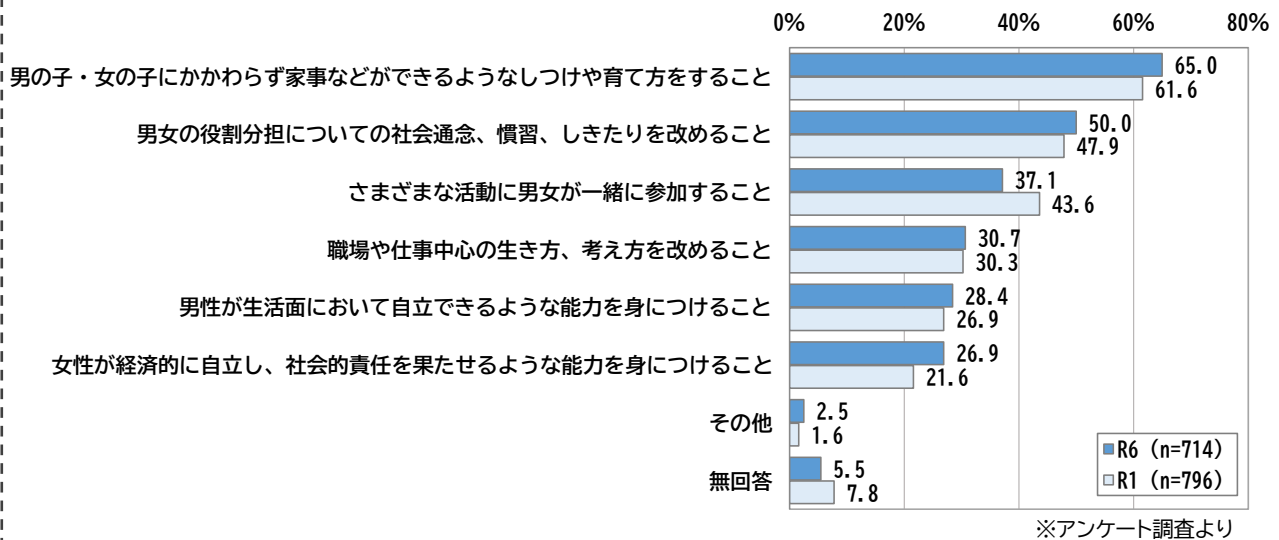
※アンケート調査より(該当しない・無回答は除いて再計算)

【 】は最も多い項目

男女平等のために必要なこととして、町民アンケートの回答では、「男の子・女の子に関わらず家事などができるようなしつけや育て方をすること」「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」といった役割分担の考え方に関する意見が多くなっており、令和元年調査よりも増加しています。(図6)

「男だから」「女だから」という考え方を改め、家庭から、そして社会から、誰もが平等に様々な場で参画していくための取組を今後も継続していくことは極めて重要となります。

図6:男女平等のために必要なこと



基本的な課題5 誰もが働きやすい職場環境づくり

★多古町女性活躍推進計画

◆施策の方向性◆

誰もが多様で柔軟な働き方を選択でき、男女がともにパートナーとして支え合う環境づくりに取り組み、職場と家庭等の両方において、男女がいきいきと活躍できるように支援します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの周知	男女のワーク・ライフ・バランスの考え方や、男性の家事・子育て・介護参加の促進や意義について周知する機会を増やし、町民の理解を深めます。	企画政策課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
保育サービスの充実	保護者が安心して働くことができるよう、十分な未就学児の預け先の確保、時間外保育、病児保育など多様な保育サービスを充実するとともに、保育士人材の確保や資質向上を図り、仕事と子育ての両立を支援します。また、在園児のみでなく誰でも通園制度や一時保育利用者の予約・利用など、保育へアクセスしやすい環境を整備していきます。	こども園 子育て支援課
こどもルームの充実	行事・イベントの内容を工夫し、男女問わず子育てにかかわる方が誰でも気軽に利用し集える交流広場を提供します。また、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、地域の保育資源の情報提供などを行い総合的に子育てを支援します。	こども園
子育て交流室の設置	たこらば（多古町魅力発信交流館）にて、親子が気軽に立ち寄り、交流できる場を提供します。	企画政策課
学童保育所の運営	保護者の仕事と育児の両立を支援するため、小学生を対象に放課後や土曜日、長期休業における安全な居場所について、待機児童を出すことなく運営します。	子育て支援課
みんな de たこ育	町内の民間事業者の協力を得て、子育て中の保護者やこれから新しい家族を迎える妊婦等を対象に日常感じている子育てに関する思いや悩みなどについて、お茶を飲みながら語り合う場を設け、孤立感、不安感の解消を図ります。	子育て支援課
介護サービス情報の提供	高齢者の自立を支援するとともに在宅介護や仕事と介護の両立をする者の負担を軽減するため、介護サービスが円滑に利用できるよう、情報を提供します。	保健福祉課 （地域包括支援センター）
家族経営協定の普及促進	農業従事者に対し、認定農業者への新規・更新・変更申請時に家族経営協定の締結を促進するとともに、女性の農業経営参画に関する情報を提供します。	産業経済課
事業所等への男女共同参画の啓発	男女共同参画に関する情報を町内の事業所等に提供し、ワーク・ライフ・バランスや各種ハラスメント防止等職場環境の改善に向けた啓発活動を行います。	企画政策課 産業経済課

◆施策の方向性◆

所得向上・経済的自立に向け、就業、再就職、起業等の情報提供等に取り組みます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
雇用に関する法令等の普及促進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、雇用分野の法律等について周知を図ります。	企画政策課
再就職・起業等の情報提供	結婚や子育て、介護などで退職した人の再就職や起業等を支援するため情報提供を行います。	産業経済課
女性や若者の就業支援	「ジョブカフェちば」等と連携し、働くことを希望する女性や若者の就業を支援します。	産業経済課

IV 誰もが生涯を通じて健やかに安心して暮らせるまちづくり

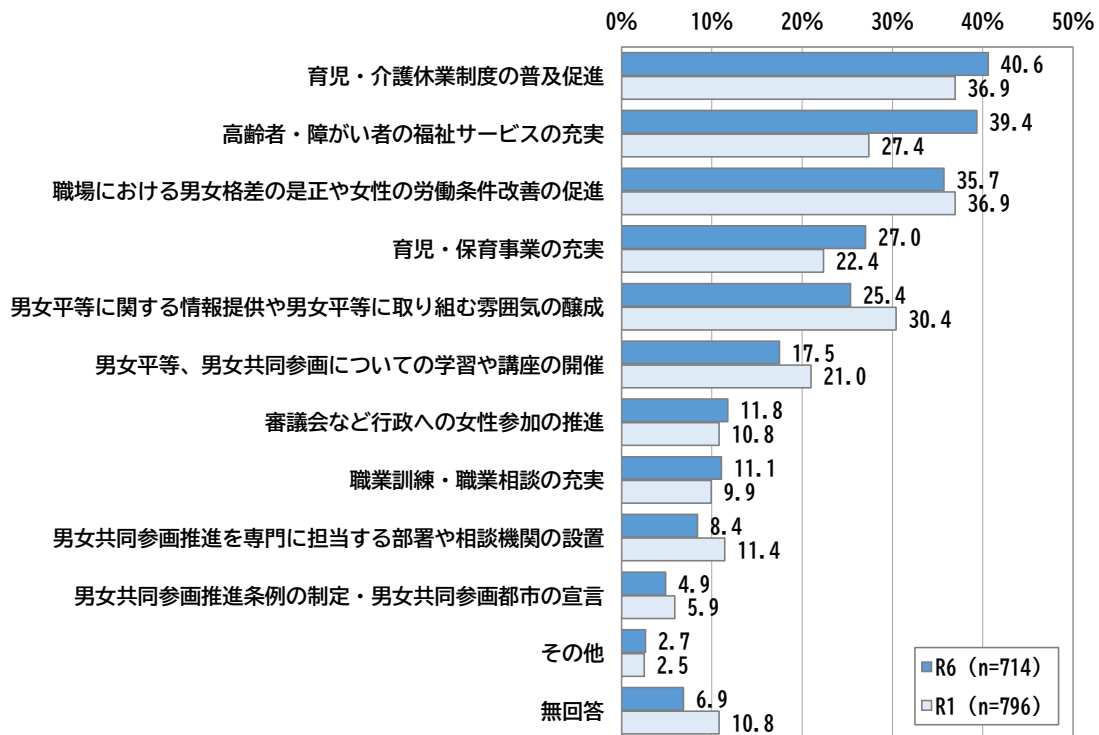
■現状と課題■

男女共同参画社会の実現に向けて、多古町に期待することとしては、「育児・介護休業制度の普及促進」が最も多く、次いで「高齢者・障がい者の福祉サービスの充実」となっています。また、年齢別にみると、50歳以上では「高齢者・障がい者の福祉サービスの充実」が最も多くなっていますが、10・20歳代と30・40歳代では「育児・介護休業制度の普及促進」が最も多くなっています。

他にも「職場における男女格差の是正や女性の労働条件改善の促進」による、働く女性に対する職場での環境改善支援や、「育児・保育事業の充実」といった、働きながら子育てする方への支援充実、「男女平等に関する情報提供や男女平等に取り組む雰囲気醸成」という意識の醸成や周知に関する部分についても、取組の充実が求められています。(図7)

「育児・介護休業制度の普及促進」をはじめとして、町だけでは実現・達成が難しい取組もあります。関係機関や団体、町内企業等や町民の皆さんとともに協働して、誰もが生涯を通じて健やかに過ごせる多古町となるため、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことは大変重要です。

図7:男女共同参画社会の実現に向けて、多古町に期待すること



※アンケート調査より

【令和6年度調査 年齢別】

上段単位:人/下段単位:%

		合計	男女平等、男女共同参画についての学習や講座の開催	男女平等に関する情報提供や男女平等に取り組む雰囲気醸成	職場における男女格差の是正や女性の労働条件改善の促進	育児・介護休業制度の普及促進	職業訓練・職業相談の充実	育児・保育事業の充実
全体		714 100.0	125 17.5	181 25.4	255 35.7	290 40.6	79 11.1	193 27.0
年代	10・20歳代	56 100.0	11 19.6	15 26.8	19 33.9	29 51.8	8 14.3	22 39.3
	30・40歳代	136 100.0	10 7.4	27 19.9	47 34.6	68 50.0	18 13.2	52 38.2
	50歳以上	514 100.0	104 20.2	138 26.8	186 36.2	191 37.2	52 10.1	118 23.0

		合計	高齢者・障がい者の福祉サービスの充実	審議会など行政への女性参加の推進	男女共同参画推進を専門に担当する部署や相談機関の設置	男女共同参画推進条例の制定・男女共同参画都市の宣言	その他	無回答
全体		714 100.0	281 39.4	84 11.8	60 8.4	35 4.9	19 2.7	49 6.9
年代	10・20歳代	56 100.0	14 25.0	5 8.9	1 1.8	3 5.4	0 0.0	2 3.6
	30・40歳代	136 100.0	34 25.0	16 11.8	9 6.6	5 3.7	12 8.8	8 5.9
	50歳以上	514 100.0	232 45.1	61 11.9	50 9.7	25 4.9	7 1.4	36 7.0

※アンケート調査より
〔 〇 〕は最も多い項目

基本的な課題7 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

◆施策の方向性◆

子育て支援の充実を図るとともに、あらゆる人が生涯を通じて、健康な生活を送れるよう、身体的性差やライフステージに応じた健康づくりを推進します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
健康相談の充実	各種がん検診や健康教室を実施し、健康づくりに対する意識啓発を図り、より良い生活習慣への改善や自らの健康管理に取り組めるよう支援します。また、健康教育・健康相談・栄養指導等を行い、疾病の重症化予防に努めます。	保健福祉課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
妊娠・出産・育児への支援	「ママパパ教室」や「離乳食教室」などを通して、妊娠・出産の正しい知識を普及し、父親が妊娠期から出産・育児に協力できるよう支援します。また、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談・支援体制の充実に努めます。	保健福祉課 子育て支援
乳幼児家庭等への支援	乳幼児家庭への訪問指導により、予防接種等の情報提供を行い、親子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、子育ての助言を行います。更に、医療費の全額助成により、乳幼児の健康維持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 子育て支援課
思春期教育の充実	小・中学校において、発達段階に応じた性に対する正しい理解の促進と、尊重し合う心の育成に取り組みます。また、教育相談において、児童・生徒の悩みに適切に対応します。	学校教育課
身体的性差に配慮した健康づくりの支援	女性特有の乳がん・子宮がん検診を推進するため、クーポン券の発行を行います。更に、男女の身体的性差に配慮した健康づくりを支援します。	保健福祉課

基本的な課題8 ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり ★多古町 DV 対策基本計画

◆施策の方向性◆

性犯罪、配偶者からの暴力、セクシュアルハラスメントなど、ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向け、すべての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくり、広報啓発に取り組みます。

また、安心して相談できる体制を整え、県や関係機関と連携を強化して、被害者の支援に取り組みます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
DV等防止と啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて広報活動を強化し、性犯罪、DV（配偶者等からの暴力）やセクシュアルハラスメント等は重大な人権侵害であることの周知を図ります。	保健福祉課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
DV相談体制の充実	DV被害者が安心していつでも相談することができるよう相談窓口の充実を図ります。更に、様々な情報提供を行い、県や関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	保健福祉課
DV被害者の支援	DV被害者が、質の高い支援が受けられるよう、被害者の状況に配慮し、女性サポートセンター、配偶者暴力相談センターなど、県や関係機関と連携を強化して支援に取り組めます。	保健福祉課
高齢者・障がい者虐待防止と啓発	虐待防止啓発に取り組み、虐待事案発生時には、高齢者・障がい者の保護・支援など適切に対応するとともに、権利擁護支援について関係機関と連携しながら取り組めます。	保健福祉課
子どもを守る地域ネットワークの強化	母子保健・児童福祉の両機能を併せた「こども家庭センター」を設置し、一体的な組織としてそれぞれの機能の連携・協働を深め、児童虐待の未然防止・早期発見や子育てに不安を抱える家庭への支援に努めます。多古町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、関係機関との連携を強化します。	保健福祉課 子育て支援課 こども園 学校教育課 多古中央病院
人権に関する相談事業の周知・充実	人権擁護委員と行政相談委員が合同で開催する住民相談について、住民への周知を図ります。更に住民相談には、定期的に弁護士を招いて無料相談を実施します。	住民課
町職員に向けたハラスメント防止研修等の実施	ハラスメント防止のため、町職員の研修等を実施し、周知徹底を図ります。	総務課

基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

★多古町困難女性支援計画

◆施策の方向性◆

男女共同参画の視点に立った取り組みにより、防災・防犯等の施策を充実させ、安全・安心な環境づくりを推進します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
防災会議における女性委員の登用の推進	防災会議における女性委員の増加を図り、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点や多様性に配慮した災害対策及び防災体制の確立を進めます。	総務課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
消防団における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を盛り込んだ消防防災の啓発活動を行うとともに、災害時には男女双方の視点や多様性に配慮した避難所運営や被災者に対するきめ細やかな対応を実施します。	総務課
防災備蓄の充実	災害に備えて、女性や子育て世代に配慮した生活用品や防災用品の備蓄を推進します。	総務課
交通安全対策の充実	各小学校、こども園での交通安全教室の実施をはじめ、年間を通じて交通安全の普及・啓発に努めます。また、チャイルドシート及び自転車乗車用ヘルメットの購入者に対して補助金を交付することにより、着用を促進し、交通安全の面から子育て世代等への支援を行います。	総務課
地域防犯活動の促進	「子ども110番の家」の推進、及び児童・生徒への防犯グッズの配布により、地域ぐるみで安全を守る体制づくりに取り組みます。また、防犯カメラ設置地区に対し補助金を交付し、町内全域にわたる防犯体制の強化に努めます。	総務課 学校教育課
子ども・高齢者見守り活動の推進	安全・安心なまちづくり実現のため、PTA等と協力し、児童・生徒への見守り、声掛け等の活動を引き続き推進します。また、民間事業者と見守り協定の締結し高齢者の見守りを推進します。	総務課 学校教育課 保健福祉課
犯罪被害防止対策の推進	電話での特殊詐欺の対策機器を購入した高齢者世帯等に対して補助金を交付することにより、犯罪被害防止対策を推進します。	総務課
困難な問題を抱える女性への支援	様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への支援窓口の周知を図ります。また、関係課や関係機関等と連携を強化し支援に取り組みます。	各関係課

● 多古町役場における取組 ●

多古町役場では、「多古町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、職員に対して積極的に働きかけます。

取組例	取組の概要
職員に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発	地域社会における男性の育児参加を促進するため、町の男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。町職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って、職務に当たることができるよう、働きかけや情報提供を行います。
女性管理職登用の推進	職員の意欲や能力等を十分に考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく職域拡大を図り、女性の登用を進めます。
男性職員の育児休業等の取得促進	職員に育児休業や育児の各種休暇の制度について周知徹底を図り、男性職員の育児休業等の取得を推進し、育児への参加を促進します。

女性活躍推進法第17条に基づき、多古町における女性職員の活躍の推進に関する情報について、毎年ホームページで公表します。

3 計画の推進

(1) 推進体制

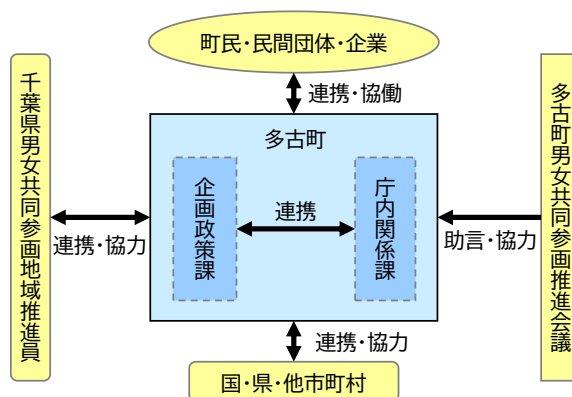
男女共同参画施策は、すべての分野にわたることから、全庁的な取組が必要です。また、有識者組織である「多古町男女共同参画推進会議」において、幅広く意見や助言・協力等を求め、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・立案・実施へ反映させます。

- 庁内関係課と連携し、計画の進行管理の実施
- 多古町男女共同参画推進会議の開催・充実
- 町職員の男女共同参画意識の醸成

(2) 国・県との連携強化及び協働の推進

国・県との連携強化を図るとともに、様々な主体との連携・協働により、効果的な施策の展開を目指します。

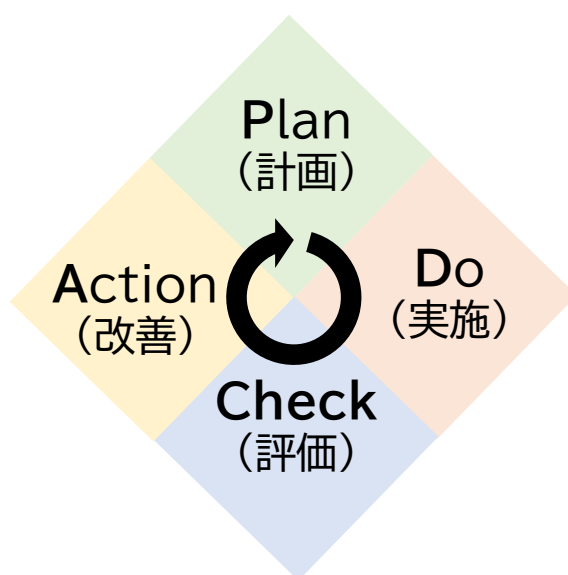
- 国・県との連携した取組の推進
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の活用
- 県内市町村との情報交換
- 様々な主体との連携・協働



(3) 点検・評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を実施します。計画全体の成果については、設定した指標(計画終了時点での目標値)の達成状況等を基準に評価を実施します。

また、点検・評価の結果や有識者組織の意見や国・県の計画及び関係法令改正等の動向を踏まえて事業や指標の内容について随時見直しや反映を行い、次期計画の内容へも反映させます。





資料編

用語集

策定経過

委員名簿

関連法令

設置要綱

多古町男女共同参画推進プラン指標一覧

基本的な課題1. 男女共同参画の視点に立った意識づくり

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合	男性 35.7% 女性 23.6%	増加	企画政策課
町民を対象とした男女共同参画に関する講演会等の実施	年1回	年1回以上	企画政策課
町民を対象とした男女共同参画に関する講演会等の参加者数	年49人	年50人以上	企画政策課
男女共同参画に関する情報を広報たこに掲載	年2回	年3回以上	企画政策課
図書館における関連図書を紹介・周知	年1回	年1回以上	生涯学習課

基本的な課題2. 男女共同参画の視点に立った教育の充実

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
「学校教育のなかで」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合	男性 84.7% 女性 81.5%	増加	企画政策課
各学校において人権教室の開催	年1回	年1回以上	学校教育課
家庭教育学級における教育委員会が主催する講座等の実施	年2回	年2回以上	生涯学習課
児童・生徒の発達段階を踏まえた計画的な職場訪問、職場体験学習の実施	年1回	年1回以上	生涯学習課

基本的な課題3. あらゆる人が地域で自立して生活できるための環境整備

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
介護予防事業参加者数	2,455人	2,500人	保健福祉課
コミュニティプラザ年間利用人数	30,767人	34,000人	生涯学習課

基本的な課題4. 政策・方針決定の場への女性の参画促進

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
各種会議・委員会等における女性委員の割合	25.1%	30%以上	各委員組織 担当課

基本的な課題5. 誰もが働きやすい職場環境づくり

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
「ワーク・ライフ・バランス」について「知っている」「多少は知っている」人の割合	男性 42.6% 女性 37.6%	増加	企画政策課
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」「どちらかと言えば反対」の人の割合	男性 49% 女性 59.1%	増加	企画政策課
一時保育・誰でも通園制度の利用者数	年間延べ 1,051人	年間延べ 1,200人	こども園
こどもルーム利用者数	—	年間延べ 1,000人	こども園
こどもルームを利用した男性保護者の割合	—	30%	こども園
こども園待機児童数	0人	0人	こども園
学童保育所待機児童数	0人	0人	子育て支援課

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
子育て交流室利用者数	528人	530人	企画政策課
みんな de たこ育の参加者数	—	年間延べ 60人	子育て支援課
家族経営協定の締結数	延べ 44	延べ 49	産業経済課

基本的な課題6. 働く場における女性への活躍支援

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
再就職・起業等の情報周知	年6回	年6回以上	産業経済課

基本的な課題7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
各学校において思春期講演会の開催	年1回	年1回以上	学校教育課
母子保健事業参加者数	360人	360人	保健福祉課
乳がん・子宮がんの検診率	乳がん 67.9% 子宮がん 68.6%	増加	保健福祉課

基本的な課題8. ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
DV等防止についての啓発回数	年1回	年1回以上	保健福祉課
こども家庭センターの設置	未設置	設置	子育て支援課 保健福祉課
弁護士による無料相談の開催回数	年2回	年2回以上	住民課

基本的な課題9. 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
防災会議委員の女性委員数 (委員定数25人)	3人	5人	総務課
女性消防団員数	3人	増加	総務課
女性や子育て世代に配慮した防災備蓄品目	6品目	10品目以上	総務課
チャイルドシート補助率 ※計画期間中に出生した子(第1子のみ)の補助を対象とする	31%	70%以上	総務課
こども110番の家登録数	延べ 114件 (R7)	延べ 140件	総務課
民間事業者との見守り協定締結数	10件	15件	保健福祉課
電話de詐欺対策機器購入費補助金申請件数	11件	30件	総務課
困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知	—	年1回以上	企画政策課

(参考)多古町役場における取組

「多古町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」より

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
職員の年次有給休暇の取得日数の割合 (病院職員を除く)	51.5%	55%以上	総務課
一般行政職における係長職以上の職員に占める 女性の割合	26.6%	30%以上	総務課

この指標一覧は、毎年度の点検・評価を行う際の基準となり、有識者組織の意見や国・県の計画、法令改正等の動向を踏まえ随時見直しを行います。

多古町男女共同参画推進プラン

■発行年月 令和8年3月発行

■発行 多古町企画政策課

〒289-2292

千葉県香取郡多古町多古 584

電話 0479-76-5417